



保険料が均等になるように  
**8月の介護保険料特別徴収の仮徴収額を  
平準化します**

長寿介護課 高齢福祉係 ☎ 34・2103

介護保険料の支払方法が特別徴収（年金天引き）の人は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収として納付しています。しかし、収入の変動や介護保険料の改正があるなど、仮徴収と本徴収の納付額に大きな差が生じてしまいます。

そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更します。

**特別徴収とは**

年金受給額が年額18万円以上の人を対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

**仮徴収、本徴収とは**

◆仮徴収（4月・6月・8月）

前年の所得などが決定するまでの間の3回は、前々年の所得に応じて仮に納めていただきます。

◆本徴収（10月・12月・翌年2月）

前年の所得などに応じて決定した年間の保険料から、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの保険料を3回で納付します。

**平準化とは**

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月の本徴収額と同額となります。しかし、平成27年度に介護保険料の改正が行われ、現在、既に仮徴収と本徴収の保険料に差がある人も多いため、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料が偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう8月の徴収額を変更し、特別徴収の介護保険料の平準化を図ります。

※平準化することで、介護保険料の年額が変わるものではありません。  
※詳細な保険料と納付方法は7月中旬に個別に通知します。



**平準化の参考例**

介護保険料所得段階が第5段階（基準値）の場合

世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人

**平成27年度**

年額 65,400円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
8,900円	8,900円	11,900円	11,900円	11,900円	11,900円

※4月仮徴収額は前年度の2月納付額と必ず同額になります。

**平成28年度**

●平準化しない場合

年額 65,400円

仮徴収 (35,700円)			本徴収 (29,700円)		
4月	6月	8月	10月	12月	平成29年2月
11,900円	11,900円	11,900円	9,900円	9,900円	9,900円

※仮徴収の3回分は前年度の2月と同額を天引き

※本徴収は、7月に確定した1年間の保険料から仮徴収した保険料を差し引いた金額の3分の1ずつを天引き

◆平準化しない場合、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなります。



**平成28年度**

●平準化した場合

年額 65,400円

仮徴収 (32,700円)			本徴収 (32,700円)		
4月	6月	8月	10月	12月	平成29年2月
11,900円	11,900円	8,900円	10,900円	10,900円	10,900円

◆仮徴収額と本徴収額が均等になるように、8月で調整（増減）します。

100円未満の端数は10月にまとめて徴収。